公害防止統括者

資3-1 公害防止統括者等の選任区分

種類	選任に必要な条件	資格		
公害防止統括者 及び代理者	常時使用する従業員の数が 21 人以上の工場	不要		
公害防止主任管 理者及び代理者	ばい煙発生施設及び汚水等排出施設を設置し、排出ガス量が 4 万 N m³/時以上であり、かつ排出水量が 1 万 m³/日以上の工場	i i		
公害防止管理者 及び代理者	下表のとおり	下表のとおり		

対象となる工場 施設及び規模等	(製造業・電気供給業・ガス供給業・熱供	選任する 管理者の種類	有資格者の 種類	
大気関係	大気汚染防止法で定める有害物質を発 生するばい煙発生施設を設置している 工場	排出ガス量 4万N㎡/以上 排出ガス量	大気1種	大気 1 種 大気 1,2 種
	上記以外のばい煙発生施設(焼却炉を	4万Nm³/未満 排出ガス量 4万Nm³/以上	大気 3 種	大気 1,3 種
	除く)を設置している工場	排出ガス量 4万N㎡/未満 1万N㎡/以上	大気4種	大気 1~4 種
水 質 関 係	水質汚濁防止法で定める有害物質を排 出する汚水等排出施設を設置している 工場	排出水量 1万㎡/日以上	水質1種	水質1種
	水質汚濁防止法で定める有害物質を排 出する汚水等排出施設を設置している 工場又は特定地下浸透水を設置してい る工場	排出水量 1万㎡/日未満	水質 2 種	水質 1,2 種
	上記以外の汚水等排出施設(特定施設	排出水量 1万㎡/日以上	水質3種	水質 1,3 種
	の大部分が含まれる)を設置している 工場	排出水量 1万㎡/日未満 1千㎡/日以上	水質 4 種	水質 1~4 種
騒 音 関 係	騒音規制法の指定地域内で機械プレス 980 キロニュートン以上のものに限る) 部分の重量が1トン以上のハンマーに限 る工場	騒音	騒音 騒音・振動	
特定粉じん 関係	大気汚染防止法で定める特定粉じん発 いる工場	特定粉じん	特定粉じん 大気 1~4 種	
一般粉じん	大気汚染防止法で定める一般粉じん発生 いる工場	一般粉じん	一般粉じん 特定粉じん 大気 1~4 種	
振動関係	振動規制法の指定地域内で機械プレス 980キロニュートン以上のものに限る) 部分の重量が1トン以上のハンマーに限 レス(矯正プレスを除き呼び加圧能力が トン以上のものに限る)を設置している	振動	振動 騒音・振動	
ダイオキシン 類関係	ダイオキシン類対策特別措置法で定めた を発生させる施設を設置している工場	ダイオキシ ン類	ダイオキシ ン類	

資3-2 公害防止統括者等の選任状況

貸3-2 公害防止統括者等の選任			公	公	公害防止管理者(人)						
		選任特定工場(工場)	公害防止統括者 (人)	公害防止主任管理者(:	大気関	水質関	騒音関	振動関	粉じん関い	ダイオキシン類関係	合
				込	係	係	係	係	係	徐	計
2018 (H30) 年度		54	48	7	32	25	5	9	11	1	83
2019(R1)年度		54	48	7	32	26	5	9	11	1	84
2020 (R2) 年度		54	47	7	31	26	4	9	12	1	83
2021 (R3) 年度		55	48	7	33	25	4	8	12	1	83
2022 (R4) 年度		54	47	7	33	25	4	8	12	1	83
2022 (R4) 年度内訳	食料品・たばこ	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2
	パルプ・紙・紙加工品	2	2	1	2	2	0	0	0	0	4
	化学工業	8	8	2	7	7	0	0	1	0	15
	石油・石炭製品	1	1	1	1	1	0	0	0	0	2
	プラスチック製品	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	窯業・土石製品	9	5	0	5	0	0	0	5	0	10
	鉄鋼業	7	7	1	3	1	2	1	5	1	13
	非鉄金属	1	0	0	1	0	0	0	0	0	1
	金属製品	11	9	1	3	5	2	7	1	0	18
	業務用機械器具	1	1	0	1	0	0	0	0	0	1
	電子部品・デバイス・電子回路	7	7	1	3	6	0	0	0	0	9
	情報通信機械器具	1	1	0	1	1	0	0	0	0	2
	電気供給業	4	4	0	4	1	0	0	0	0	5